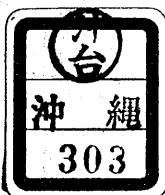


電子複製不可

沖繩戦における島民の行動

原本史料

防衛研究所戦史室



沖縄事情の一社と沖縄戦における島民の
行動について

目次

其一、沖縄の一般^的な観察 1頁

其二、沖縄の現代史について 5頁

其三、終戦後の沖縄の立場とその政治組織 15頁

其四、沖縄戦における沖縄出身者の戦没者について 19頁

其五、対住民対策について 23頁

一、島外集団疎開と島内疎開

二、対謀対策

28頁

24頁

23頁

19頁

15頁

5頁

1頁

其一 沖繩の一般的な観察
 沖繩は今次大戦に於ける唯一の国内戦の戦場
 と呼ぶに際し、物量と誇り、米軍に對して約
 三月の長期に亘つて悪戦苦闘した結果、全縣民
 通半數が遺族となり、平和と緑の島が血の島と
 化した一瞬に父祖伝来の泉戦を失つた擧句の
 果は、敗戦となり行政分離と云ふ同胞として
 最も耐え得られず、冷厳な現実の下に多年苦
 しみ悩んだかあり、沖繩縣民の苦しみは到底
 本上では想像の出来ぬ程深刻なものである

| | |
|--------------|-----|
| 三人的資線の活用について | 30頁 |
| 1. 防衛召集 | 30頁 |
| 2. 学徒について | 31頁 |
| 3. 戦才協力について | 33頁 |
| 其六 住民感情について | 43頁 |
| 其七 後記 | 47頁 |
| 其八 附録 | 48頁 |

ます。終戦後十五年を経過して今日表面的に復興は急速に進捗し、近かく沖縄に行かれる諸君は那覇市街の外観道路の立派な様子を見れば、それは戦前の悲惨な戦場であったかと思はれる程の立派なものであります。一肌をいたる裏通り、田舎の庶民の生活は、未だ甚しく低レベルで、戦前のままです。確かにアメリカの影響によつて消費経済の面では遙かに戦前を凌駕して、いまやが、肉面的には貧富の差が甚しく、定にアンバランス

の一語に盡きるのであります。特に日米媾和後、戦以前に於ける沖縄県民の苦しみは本土では想像の出来な程深刻なもので、媾和後、さ之も戦勝国の絶対支配下にある縣民が、暖かい租国日本政府の温情ある施策を渴望するのほ当然でありました。現在に於ける一連の米軍基地の現状、軍用地問題、ドル通貨の問題等から判断して、この沖縄縣民の祖国復帰の悲願は、この当分実現は至難と見ることが至当とせう。従つて部分的に日本との繋りや積み重ねて、沖縄と日

本との血の繋りを強化する以外に方法がない
 と思ふのであります。私が偏職を厚生省に奉じ
 三半の沖経勤務をした関係で、此の秋田引
 水の総論ですが、この目的達成のためには、援護
 の問題を通じて沖経との繋りを強化するの
 一番手取り早いと思ふのであります。幸かア
 リカ側と12人道に道義上反対の出来を、二
 の援護の問題が昭和十八年以來沖経にも適
 用され現在既に百億余の金が恩給援護年金等
 と12沖経に送金され、遺族の援護更生はもと
 より沖経経済に多大の貢献をしておることは
 莫に意義あることでもあります。現在教育の
 選が叫ばれていますが、日教組の沖経進出を認
 めるアメリカ側は、当然これを認めないでせう。
 現在本上より教授団を派遣し、沖経教職員を本上
 に派遣し、^{しこる外} 派遣学生の^{本上の繋がり強化しよう努めてい} 本上の繋がり強化しよう努めてい
 遣の教育の面で更に又貿易関係沖経の未開
 地開発問題等を紹介して逐次その繋りが強化さ
 れていまます。同じ日本人でありながら、アメリ
 カ沖経移民と殊更に琉球人と呼ぶ、沖経への出

本との血の繋りを強化する以外に方法がない
 と思ふのであります。私が偏職を厚生省に奉じ
 三半の沖経勤務をした関係で、此の秋田引
 水の総論ですが、この目的達成のためには、援護
 の問題を通じて沖経との繋りを強化するの
 一番手取り早いと思ふのであります。幸かア
 リカ側と12人道に道義上反対の出来を、二
 の援護の問題が、昭和十八年以來沖経にも適
 用され現在既に百億余の金が恩給援護年金等
 と12沖経に送金され、遺族の援護更生はもと

入国には一、外国人としての手續を必要とする
の^(が現況)ありま^す。更に日常の問題に^てが、官公署等
校は一切日の丸の掲揚^(さす)許され^{ない}。
ありま^す。昔、沖運縣に日の丸の翻入^りは、
場所が、日本政府南方連絡事務所の古びた建物
(~~概~~)の勤銀の沖運支店の跡(一)に^て、
戦の結果とは去之^は遺憾に^せ。世に^は、
りま^す。沖運には、同じ日本人^(が)から幾多の制限
が課せられ^て、い^るの^がありま^す。自衛隊員の採
用すら現地の^は出来^{ない}。^{(ま}せん。^{わん)}本
土ま^で出掛けられ^{ない}。

ら^は、^{(ま}せん。^{わん)}多^くの^若青年の希望をか^たへ^ること^が出来^{ない}。
は^ら、^{(ま}せん。^{わん)}私^が沖運勤務中^の問題と^して
上^に、^{(ま}せん。^{わん)}が、政治的^な
米国民政府の友好に^て遭^つた^は、^{(ま}せん。^{わん)}出来^{ない}。
した。然^らし、援護関係の業務は^{(ま}せん。^{わん)}次^に
の同意を得^て、昭和三十一年には^{(ま}せん。^{わん)}日本^{政府}の委
託費により那覇市の識名園に^{(ま}せん。^{わん)}中央^{政府}の
建^つた。昭和三十四年には、沖運護国神社が^{(ま}せん。^{わん)}戦
前、那覇市と見^える^た、奥武山^に再^建され^た、靖國
神社に合祀され^た。い^る本土出身、沖運戦没者
も沖運護国神社に合祀され^たに^至つ^た。
B4 20x20



リま下。又牛判、無名跋死の墓苑に於て神鏡跋、

淡の神鏡出身者、遺骨(分骨)を埋葬し、載、其の墓

より、更に神鏡跋、淡有、海國神社の合祀もその大半とよし、淡の名に上る神鏡、遺族田舎秋より、東京府神鏡

との繫り、母を強化し、母実質的に神鏡との一体化

を回るとは、母が是非米平とありと確信し、ま下。か

く、母こと、神鏡の身二ハワイ化を避け得るも

のと思、母ま下。との意味で、最近の學術技術、母其

備スホーソ等交換等、母定に意義ありこと、母思、

のびありま下。

其二、神鏡の現代史について

神鏡跋に於ける蘇民行動の研究上の参考とし

て一寸神鏡の現代史に觸れ、見たいと思、ま下。

私は茲に有名な神鏡の現代史研究家、折論と

引用致します。自然科学に屬する體質人類学は

学者の説によると、人類の系統と折論に關する

検討の最初に取り上げられる學問であり、母此

又最後には、母の断定を下、母學問が、母あると云

はれ、母いま下。この方面の從來からの學者の研

究によると、神鏡人は所謂大和民族即ち日本人

と同一種族と、曰く同祖と云ふことは、現在の学
界の定説と見えて、差支へないものがある。一
文化科学に關する民俗学や言語学上からの考
察もこの人類学上の結論の正しいことと見
証づけ、力強く支持してゐるものがある。
神代史の歴史は西暦一八七一年（梁頼朝の鎌倉時
代）の舜天の即位に始まつてゐますが、文獻によ
ると、神代史は今日より五百年前の明の永樂三
年（一四〇五年）に支那の朝貢国となり、初めは
封使を遣へて、國際的に外見上はその屬国の地

位となつてゐます。それから約二百年経つて、
長十四年（一六〇九年）に島津氏の琉球入り、
果神代史は事實上薩摩の支配下に屬しました。
薩摩は政策上首里王府に從來通り支那の冊封
を遣へることに許し、依然として王国の飾り
には残して、おいて、國際外交上では琉球は
宛かも一箇の獨立國であるかの如き存在を明
神代史まで続け、来たのであります。從來の史
象はこの琉球王国の対支那の關係を日支
兩國と評んごいて、当時の事情を檢討する

球の内政に干渉したばかりではなく、外交の権
 限もその手中に収め、^{のどありま}いた従って琉球は王国
 の名はあつても、その實際の地位は完全に薩藩
 の支配下にあり、屬領に過ぎなかつたのであり
 ます。もし、沖繩人は日本人でありながら、実は
 この所謂日支兩屬時代、実は薩藩の単独統治の
 時代には純然と日本^人としてその生活が許さ
 れなかつたのであり、これは史実に照らし
 ても、その責任の大半は統治者であり、島津氏が負
 ぶべきで、例へば日本名と命名するのと堅

と、支那への朝貢は、実は貿易を目的とした琉球
 王府の専利事業の一つと見るべきで、一代の大
 史である王位継承時の冊封にしろ、政治的に
 は何事かの支配關係の伴はない、單なる外交上の
 儀礼のみであったのであります。結局琉球はと
 して隣邦支那は、当時唯一の利潤の多い貿易の
 顧客であり、大率を相手国であり、冊封の儀も通
 商と同義にすための一方便に過ぎなかつた
 のであります。これが、これに反して島津と琉球との
 間には明らかなに主従の關係にあり、島津氏は琉

く禁ずるとの禁令を出し、或は江戸上りの廣貨
新思の使節には唐装束とさせ、都大路をぬり
歩かせたり。この繪がまは物見高い
都人の間には飛ぶように賣れました。これら
繪が沖繩人に対する誤解の種を蒔き、ひいては
沖繩人に対する種的偏見を抱かせるようになった
たことは誠に遺憾に堪えないうところでありま
す。又一、大島津氏は支那に対する政策上、沖繩が
その支配下に在ることを知らせたくはかつた
ので、大和年号、日本人の姓名、大和書物、墨に至る

まで唐人に見とがめらるべき物は深かく隠し
しておくべきことと云う令達(この令達は一七五
六年に発せられたもので薩琉使からの約百五十
年後のことがある)を出し、又それからの約八十
後の天保七年(一八三六年)には琉球人の日本語
使用を禁じ、いままでかくと久しい年月に亘る
琉球人と一々の生活はやがて自他ともに沖繩
人が日本人であることを忘れさせたしまった
のであります。以上の概要で申す承出来まは
うに、沖繩人は自分達が日本人であること五十

ほとんどを保持して来たが、政治的
 にはどうかは是れと思いません。
 或る学者^ははこの期間を次の様に区分して
 一 琉球処分準備時代 (明治初年 - 明治十一年)
 二 特別制度時代 (明治十二年 - 大正九年)
 三 平等時代 (大正十年 - 昭和二十年)
 第一の時代は旧琉球王国を解体して各府県に
 下に藩を廃して沖縄縣が置かれるまでの期間
 第二の期間に琉球王国時代の琉球人意識がま
 だ濃厚に残つていて、
 第三の時代より自分達が

分に自覚し、
 前、大事件がある明治維新、急激な変動期の中
 中に巻き込まれて、
 以上が沖縄の近代史は一応の理解に足つた
 思ふまでもが、沖縄の現状や沖縄戦の住民の動向
 を研究するには、更に明治初年より大
 東亞戦争勃発までの約八十年間を觀察する必
 要があります。觀察の仕方もあると存じます
 が、本日は如何に沖縄が本土より遅れ、
 不平等に取り扱はれて来たか、
 沖縄人

本人であることと王路と忘れたい頃、従って明
 治新政府の施政方針により、外都の方から強制
 的は日本人意識を注入された時期で、別の見方
 から下れば、癡蕃置縣の明治十二年頃までは同
 化策時代の前期とも謂之る譯であります。
 光二の時代はこれと前期と後期に区分し、明治
 十二年の置縣から国会議員の選挙権を獲得す
 る明治四十二年までを前期、後期はそれから大
 正九年特別自治制度が撤廃されるまでと致し
 ます。二の両時期は又差別待遇の時代と呼ん
 だの後期とも云へるのであります。この前期のう
 ち日清戦争まではまだ同化策に對しても受身の
 立場にあり、當時は旧王府を背景に前代の上層
 部の特権支配階級者であり、白人達の間には親
 友的思想が根深く、その一般にもその影響が
 濃厚に残つていて、仲、侮り難い潜在力を持つて
 います。これが日清戦争の大勝によつて、それらの
 人士に大きな動搖を與へ、大勢が新制度支持
 に向いて、その後の時期にありまします。次いで親

本人であることと王路と忘れたい頃、従って明
 治新政府の施政方針により、外都の方から強制
 的は日本人意識を注入された時期で、別の見方
 から下れば、癡蕃置縣の明治十二年頃までは同
 化策時代の前期とも謂之る譯であります。
 光二の時代はこれと前期と後期に区分し、明治
 十二年の置縣から国会議員の選挙権を獲得す
 る明治四十二年までを前期、後期はそれから大
 正九年特別自治制度が撤廃されるまでと致し
 ます。二の両時期は又差別待遇の時代と呼ん
 だの後期とも云へるのであります。この前期のう
 ち日清戦争まではまだ同化策に對しても受身の
 立場にあり、當時は旧王府を背景に前代の上層
 部の特権支配階級者であり、白人達の間には親
 友的思想が根深く、その一般にもその影響が
 濃厚に残つていて、仲、侮り難い潜在力を持つて
 います。これが日清戦争の大勝によつて、それらの
 人士に大きな動搖を與へ、大勢が新制度支持
 に向いて、その後の時期にありまします。次いで親

から約二十年を経た明治三十一年に至つて初
 りに徴兵制度が布かれられたりしました。本上ご
 は二年、沖縄では約十倍の年月を要したことは、
 沖縄人の場合日本軍人として採用するに足る
 まごにははとれ相応の準備期間を必要とする程
~~と意味し、~~
 精神の準備期間を必要とする程
 沖縄の文化的後進性を物語つていふ譯があり
 ます。
 次の土地整理については、本上同様、二とが去る
 るのではありません。沖縄の土地整理は、徴兵令施行

支那を代表された保守的潜在力が抑へられ
 次、日露戦争までの十年間、は漸く自ら進ん
 日本本上は同化しようとする努力の時期換言すれ
 ば日本人としての自覚と誇りを抱くに至つ
 た期間でありました。この期間に於ける二つの大
 きな事件を取上げると、沖縄の後進性が
 よく理解出来るようになります。
 その第一は徴兵制度でありました。本上の場合
 薩摩置縣の僅か二年後の明治六年に布かれ施行
 されたのではありませんが、沖縄の場合には、薩摩置縣

里「遺境王木し、平等の待遇を欲し、神選
 的には立派に日本人として他府縣と何等変り
 のご万ります。既に日露戦争に、この後精神
 全く他府縣と同様に立場に立ち得るに至つた
 への特別自治制度が撤廃された、制度上からい
 ます。かく、この差別期間を経て漸く大正九年
 四月廿五年の二人の議員が選出されたのであり
 ます。かく、明治四十二年から大正八年まで
 の間は、特別市町村制、特別縣制、衆議院議員の選
 挙法が施行せられた。第一回、衆議院選挙は、神選
 挙法が施行せられた。第一回、衆議院選挙は、神選

の翌年明治三十一年に着手して、明治三十六年
 に完成していき、本土に地租改正が行はれた
 日は、明治六年に着手して、明治十二年（琉球の廢
 藩置縣）に大体完了していき、神選の場合には、
 二れに選ばれること、実は約二十五年に及ぶので
 あり、また、この神選の土地整理は、永年に亘
 る負債と土地共有制として知られていき、地割
 制度に終止符を打つたもので、二れによつて神
 選人の大多数を占める農民が、初めて近代私有
 財産制の経済社会の仲間入りが出来たのであ

或る沖繩の学者は、所謂日支両属の琉球王国の
 日本に復帰したに當時を次の様に述べています。
 沖繩人は、親元の都合で遠くの田舎に里子にや
 り、これによるに、乳飲兒の幼い時に引き
 離された里子は、実の親を知らず、長
 じて七つ八つ頃、再び実の親許に帰ったと
 します。田舎をまりの言葉つきや、異様な身
 りを見れば、兄弟姉妹は、これが自分達の
 のような気がしないのも無理はありません。
 さういふ論、沖繩人自身にも、責任の一端があ

人も、制度の上からはまだ差別的な待遇を強
 され、これを甘受せねばならぬ期間が十数年に
 も及んだのであります。この心理と制度上のズ
 レの故に、沖繩人は相当の心的な障害を蒙つ
 ています。大体この時期に多感な青年期に達し
 て進歩的な知識階級の沖繩人は、この差別待遇
 を強いる制度に激しい不満を有して、いよいよ
 は一部、青年の中に、^まも頃日本に移植され
 た社会主義や、革命思想に心を寄せ、或はその運
 動に身を投じているに至ったのもあります。

此の様に、大正の中期頃まで、
 状況は大正の中期頃まで、
 下。初めに、中学校長に、
 才、矢張り大正の中期頃、
 以上によつて、大体了解、
 多。悲運に打ち克つて、
 日本上並みとなり、満洲、
 突入して、沖繩人に、
 ニも、沖繩人が日本人と、
 真の力を發揮せ

かの様な態度をとつた、
 中には、宛か、
 観念が、
 終戦後の日本人について、
 フリオリ、
 青年達とは、
 養の、
 一、
 る、
 3、
 1、
 養の、
 一、
 る、
 3、
 1、

其三、終戦後の沖縄の立場とその政治組織
 終戦の結果、一九四六年一月二十九日付の連合
 国最高司令部の若干の外廓地域を政治上行政
 上日本から分離することに関する遺書によつ
 て一応沖縄地域が日本から分離し、（民）に
 承知のとほりでありました。
 昭和二十七年四月二十八日発效の平和條約に
 よつて更に沖縄の關係が明らかになされたので
 あります。即ち第三條に於て、日本国は北緯二十
 九度以南の南洋諸島………を合衆国を唯一の

人と去はぬばなりません。
 不幸終戦の結果、再び行政分離の悲運に遭遇し
 いたるに去はぬばなりません。
 沖縄は全般的に非常にやり易い環境におかれ、
 平和終戦の結果、再び行政分離の悲運に遭遇し
 いたるに去はぬばなりません。
 人と去はぬばなりません。

昭和二十一年九月十二日南支連絡事務局長
 に次々とほり回答しとおりです。これによつて
 沖縄の地位が更に明らかになりました。思ひます。
 即ち日本国との平和條約第一條においては所
 定の地域に對する我が國の権利、限及が請求
 権を放棄する規定しとあるのに反し、第三條
 においてはこれを放棄するにとは規定して
 ない。従つて我が國はこれらの地域に對する領
 土主権を保有し、且つその住民は日本国籍を保
 有しつゝあるものと云つておりました。

施政権者とする信託統治制度の下におくこと
 とする國際連合に對する合衆國のいかんを提
 案にも同意する。このよき提案が行われ且つ
 可決されるまで、合衆國は領土を命じこれら
 諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法
 上の權力の全部及び一部を行使する権利を有す
 るものとす。

この條項によつて判然と行政が日本より分離
 するにとが確定されたとありましたが、沖縄の
 地位に對しての疑義に對しては外務省條約局長

連絡事務所として知られる一又は数箇の事務
 所を設置するに於て招請状を差し出すもの
 あり。琉球諸島は現在アメリカ合衆国の管理下
 にあり且つ平和條約第三條の條項に基き琉球
 諸島に對するアメリカ合衆国の管轄権は將來
 ある期間存続するものとが予測せられること
 當り日本政府機關が同諸島への日本人渡航者
 の求めに応じ在留し、日本政府と同諸島におけ
 るアメリカ合衆國管理當局との間に相互的利
 害關係ある種々の事項について、適切に連絡を

一、平和條約の締結を以て占領軍は昭和三
 十七年四月十四日琉球諸島における日本政府
 連絡事務所の設置に關する件と云う通達を日
 本政府に送付したにありませう。
 二、遺言の冒頭を次の様に述べたまふ。連合
 國最高司令官は、アメリカ合衆國政府に代り、日
 本政府に對し、琉球諸島への日本國民の渡航、琉
 球諸島に在留者の日本への渡航及びその必要が
 生ずるときは、准領事事務兼行に關連する諸問
 題を取扱ふ目的の爲めに、琉球諸島に日本政府

政府職員が ^{外交官} 資格 ^{を保有している} ため直接琉球倒
 との交渉は禁じられ、總て琉球列島米国民政府
 (エヌケ)を経由せねばならず、^{沖繩在野中の}
 一事は ^我 日本政府の職員は活動に重大な
 制衡を興へて、いさむるべきであります。
 琉球政府は、一九五二年四月一日設立され、行政
 府立法院、上訴裁判所の三権分立は、^その
 下、アメリカの施政権下にあり、^その
 重大制衡のあるのは当然であり、^その
 最も重要な行政主
 張も、^その

かる必要があるものと思考せられる。(以下省略)
 以上によつて、^その
 の日本政府機関は、アメリカ側の申し出によつ
 て設けられたものであります。即ち、これは、^その
 總理府内、南方連絡事務局(昭和三十三年に
 特別に成、連絡事務局と改称)、^その
 連絡事務所が改置され、現在に至つて、^その
 前記の主旨によつて改定された南方連絡事務
 所の職員は、外交官(領事)の官称又は免除権を有
 し、^その

昭和十九年十月末、神選縣總人口 四九六一三〇

大體次の如く判断致し、皆ります。

着数把握するに、^{は頼る}困難をきたしてあります。

向の疎荒上必要を、^{は頼る}思ひます。實際の犠牲

戦々後着の数は、^{は頼る}二に倍増した。住民動

神選戦の経過等については、^{神選出身者の}有界しました。

其四、神選戦に於ける^{神選出身者の}戦後着については、

い軍政下におかれ、^{神選出身者の}いさゝかあります。

これが二位一体であり、^{神選出身者の}現在に於ても、

兵は体裁のよ

席はアメリカ側、任命主席が政府の局長(大臣)級はアメリカ側の同意を得、主席が任命する。云々の具合は、行政の最新人事をアメリカ側が把握すること、政府豫算は立法院提出前に、政府の承認を受け、経済方面は、琉球銀行、其の他重要産業会社の株^{5%}をアメリカ側が保有し、^{5%}ある等、^{5%}が、^{5%}に抑へられ、^{5%}のありませう。政府の機構は官房、社会、文教、警察、経済、工務、交通、企画、統計、労働、法務の九局より成る。いま、米国民政府は高等辨務官と軍司令官

等に甚しい行動中死傷したものが援護法の対象となるのが現任現地から申請された実数であり、^{また従って}このうちには法が謂う該当者よりぬれものが相当数含まれており、^{ケース別}これらも疎想され、^{ケース別}が、この因譯を業務別年令別に検討し、^{ケース別}更に国内戦の様相の一端が窺えることあり、^{ケース別}特に直接戦場地域に無用の住民を置くことには、^{ケース別}従って被害を甚大にするべきと物詰つて、^{ケース別}また、^{ケース別}兵隊一戦戦犠牲者三万五千前着の戦力協力者ともにもその大部が主陣地帯崩壊後の島

昭和二十一年十二月末、神邊縣總人口 三二六、六二五
 一年間、減少数 一六、五〇五
 内訳
 戦没者 一、九〇〇
 疎開者 六、〇〇〇
 疎開途上の死没者 一、〇〇〇
 一戦戦没者 八、五〇〇
 (戦力協力者として戦没者 四、九二六人を含む)
 以上、特に説明を要するものは、約五千人に達する戦力協力者の死亡を、^{また}戦力協力者とは違、^{また}援護法が謂う言葉に、^{また}直接戦、^{また}要請

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|---|--|--|---|--|---------------------------|---------------|----|
| 塚 提 供 一〇、 一〇 一 炊 事 雑 役 故 護 三 四 三 白 決 三 | リ ま 下。 | ニ れ 三 次 に ケ 一 ス 別 に 区 分 する と 次 の 塚 に 在 | 実 情 を 示 し て 告 り ま 下。 | 十 四 天 米 満 の 死 没 者 数 が 全 死 没 者 の 一 半 弱 に 相 当 する 一 事 と も 同 じ 小 児 幼 児 の 故 護 が 多 数 と な っ た 事 を 示 す | 以 下 が 概 収 一 千 名 を 越 一 二 一 三 三 と は 親 と 子 | 毎 に 概 収 七 八 百 名 を 占 め る の に 対 し ま 一 二 四 天 | 右 表 に よ り ま す と 共 々 以 上 の 死 没 者 が 各 年 令 | 死 没 者 数 1,014 | 年 令 13才 | |
| | | | | | | | | | 757 | 12 |
| | | | | | | | | | 696 | 11 |
| | | | | | | | | | 715 | 10 |
| | | | | | | | | | 697 | 9 |
| | | | | | | | | | 748 | 8 |
| | | | | | | | | | 767 | 7 |
| | | | | | | | | | 733 | 6 |
| | | | | | | | | | 846 | 5 |
| | | | | | | | | | 1,009 | 4 |
| | | | | | | | | | 1,027 | 3 |
| | | | | | | | | | 1,246 | 2 |
| | | | | | | | | | 989 | 1 |
| | | | | | | | | | 181 | 0 |
| | | | | | | | | 計 11,483人 | | |

故護が
多と
なり

用地区に生じていることは国内戦に於ける対
 佐民対策の重要性を確證するものである
 以下陸軍関係戦力者四八五〇九人（昭和三五
 年三月末申告数）について年令的に区分します
 と
 七
 十
 五
 才
 以
 上
 三
 名
 十
 四
 才
 以
 上
 七
 十
 四
 才
 未
 満
 一
 二
 四
 八
 三
 名
 と
 な
 り
 ま
 す。
 更に十四才未満の死没者数を表すとす
 ると次
 の
 よ
 う
 に
 な
 り
 ま
 す。

自然環境を取り上げ、米軍の破壊撃下は住民を逃
 保全のため、既に逃げ道のない住民が居住する
 救病院施設等に充てるため、又四散部隊が自己
 陣地につくため、軍が主として軍需品の貯蔵施
 事。中承知の首里主陣地帯の崩壊に伴い、第二線
 二線目の犠牲者は
 没者の多い、喉の提供について若干申し上げま
 ることがありましたが、こゝでは一番圧倒的に死
 の教訓が生まれてくると思っています。後にも觸れ
 十四日未達の死没者を検討しました。茲に幾多
 と雖も更に已むを得なかつたことですが、前記
 十四日未達の死没者を検討しました。茲に幾多
 の教訓が生まれてくると思っています。後にも觸れ
 ることがありましたが、こゝでは一番圧倒的に死
 没者の多い、喉の提供について若干申し上げま

一三、糧秣運搬一九四四年秋部隊への協力一五〇
 保護者として死亡した。一〇〇、彈薬運搬
 八九陣地構築八六食糧提供七六友軍よりの射
 殺一四、法令書、蒸着輸送三、
 十四日未達の死没者に対する統計があります
 が、右各ヶ所又は国内戦における住民の果した
 正業務を如実に示して居りました。
 神尾戦は国内戦であった、当時の状況から全縣
 民舉げて戦い遂行に献身したことは当然である
 り、特に壮年層のものについては、たとへば婦女子

ねば承りません。
 と一々、余りにも高價をもちごちつて云は
 ぬば承りません。
 其五 村住民対策について
 無事
 の非戦闘員の犠牲を避け、軍の自主的作戦
 の自由を確保するに、国内の戦いにおける村住民
 対策は作戦遂行上の絶対要件と云つても過言
 ではない程重要をもちてあります。近代戦の国
 内戦に全く経験の乏しかった軍官民は、何れもこ
 れが遂行に努むるべきに、不拘指導要綱

出されたことは甚因するものが相当あるが
 ありませぬ。諸君が現地に赴かれた最後は、
 力られた約尻刺刺、猫類の地に立上るに、時
 至るべく、場所もよく石柱を柱しつ、敵の砲
 撃下に散つて、いづれに上る神選住民の懸
 念を地獄回繪がまどくと、想像出来ると思
 います。二此にも豫想作戦場における住民
 対策の不徹底は、軍に住民の犠牲を大に
 させたのみならず、作戦上
 戦場における不統制を住民の行動が、軍の作
 戦行動に制肘を及ぼすに思ふ。時、将来の教訓
 徹底が、資らしに悲愴を結末にあり、
 住民対策の不徹底は、軍に住民の犠牲を大に
 させたのみならず、作戦上
 戦場における不統制を住民の行動が、軍の作
 戦行動に制肘を及ぼすに思ふ。時、将来の教訓

一、島外集団疎開と島内疎開
 制定制毎両取の確立が至難で且食糧自給の不
 可能は沖運の如き離島作戦では軍の行動の自
 由を確保するに、軍需品特に食糧確保の観
 念から直接戦いに関係する老幼婦女子を本
 前には集団的の島外疎開と進行するに、これ
 と同時に豫想戦場の疎開の実施の策要がある
 ことには、これは架設を要し、兵士に、これ
 沖運戦の場合に於ては、凡ゆる努力の傾倒さ
 れ、また、これには既に述べた通りあり、

下道指等力の欠如、島民の協力不足等によつ
 て、行全工期し得られず、これに定見を
 を得たか、これに、は、遺憾に堪へない
 こと、であり、村住民対策は物心両面に亘る
 類、このあり、これが実施は是に至る難
 事、これに、凡百の平飲を盡くし、これ
 水が完壁を期し、これが国内戦遂行上絶対
 不可欠、要請があり、思ひ、私は特に離島
 である沖運、沖運住民の特性に関連して注意を
 要するもの、に、述べ、見ます。

以下、實際に行はれた集団島外疎開と戦時疎
 開に、ついでにこの概要を述べることになりました。
 昭和十九年七月七日の閣議でサイパンの失陥
 に、ついでに沖運の戦時化は必然的となり、疎開の
 実施が決定された。沖運線は本土（主に九州）に
 約八万、台湾に約二万計十万を疎開させる計画
 として、主として老幼婦女子を対象とした疎開
 と実施された。ことに、なつたのであります。業務の
 性質上、或る程度、疎開も必要と考へ、縣当局は
 現地軍と協議して、警察部、所管として、次の様

が比較的、時日、豫備がなつたに、も不拘多数
 住民の犠牲を生ずるに至つた。ことに、誠に残念
 に、堪へない。結果論として、ありまふが、持久作戦に
 行つて、致し、場合、住民の犠牲が多いたるは、当然
 であり、当初より、軍中、疎開に、徹すべき伊江島、慶
 良間島、如き、場所、では、徹底して、本土島疎開を行
 つて、片は、悲愴を、集団、自決も、起さなかつた。こ
 と、思ひ、なす。沖運、本島に、たつても、決戦が、指等さ
 れ、なす。なす。ば、又、別、結果が、起さなす。かも、知れます。
 ん。に、水、の、作戦、上の、問題、は、し、ば、ら、く、覆、け、て、私

1. 糸
 2. 糸
 3. 糸
 4. 糸
 5. 糸
 6. 糸
 7. 糸
 8. 糸
 9. 糸
 10. 糸
 11. 糸
 12. 糸
 13. 糸
 14. 糸
 15. 糸
 16. 糸
 17. 糸
 18. 糸
 19. 糸
 20. 糸
 21. 糸
 22. 糸
 23. 糸
 24. 糸
 25. 糸
 26. 糸
 27. 糸
 28. 糸
 29. 糸
 30. 糸
 31. 糸
 32. 糸
 33. 糸
 34. 糸
 35. 糸
 36. 糸
 37. 糸
 38. 糸
 39. 糸
 40. 糸
 41. 糸
 42. 糸
 43. 糸
 44. 糸
 45. 糸
 46. 糸
 47. 糸
 48. 糸
 49. 糸
 50. 糸
 51. 糸
 52. 糸
 53. 糸
 54. 糸
 55. 糸
 56. 糸
 57. 糸
 58. 糸
 59. 糸
 60. 糸
 61. 糸
 62. 糸
 63. 糸
 64. 糸
 65. 糸
 66. 糸
 67. 糸
 68. 糸
 69. 糸
 70. 糸
 71. 糸
 72. 糸
 73. 糸
 74. 糸
 75. 糸
 76. 糸
 77. 糸
 78. 糸
 79. 糸
 80. 糸
 81. 糸
 82. 糸
 83. 糸
 84. 糸
 85. 糸
 86. 糸
 87. 糸
 88. 糸
 89. 糸
 90. 糸
 91. 糸
 92. 糸
 93. 糸
 94. 糸
 95. 糸
 96. 糸
 97. 糸
 98. 糸
 99. 糸
 100. 糸

1. 糸
 2. 糸
 3. 糸
 4. 糸
 5. 糸
 6. 糸
 7. 糸
 8. 糸
 9. 糸
 10. 糸
 11. 糸
 12. 糸
 13. 糸
 14. 糸
 15. 糸
 16. 糸
 17. 糸
 18. 糸
 19. 糸
 20. 糸
 21. 糸
 22. 糸
 23. 糸
 24. 糸
 25. 糸
 26. 糸
 27. 糸
 28. 糸
 29. 糸
 30. 糸
 31. 糸
 32. 糸
 33. 糸
 34. 糸
 35. 糸
 36. 糸
 37. 糸
 38. 糸
 39. 糸
 40. 糸
 41. 糸
 42. 糸
 43. 糸
 44. 糸
 45. 糸
 46. 糸
 47. 糸
 48. 糸
 49. 糸
 50. 糸
 51. 糸
 52. 糸
 53. 糸
 54. 糸
 55. 糸
 56. 糸
 57. 糸
 58. 糸
 59. 糸
 60. 糸
 61. 糸
 62. 糸
 63. 糸
 64. 糸
 65. 糸
 66. 糸
 67. 糸
 68. 糸
 69. 糸
 70. 糸
 71. 糸
 72. 糸
 73. 糸
 74. 糸
 75. 糸
 76. 糸
 77. 糸
 78. 糸
 79. 糸
 80. 糸
 81. 糸
 82. 糸
 83. 糸
 84. 糸
 85. 糸
 86. 糸
 87. 糸
 88. 糸
 89. 糸
 90. 糸
 91. 糸
 92. 糸
 93. 糸
 94. 糸
 95. 糸
 96. 糸
 97. 糸
 98. 糸
 99. 糸
 100. 糸

了
 二
 と
 五
 号
 船
 運
 し
 て
 実
 行
 に
 移
 さ
 れ
 た
 の
 だ
 り
 あり
 ます

 下
 要
 の
 老
 幼
 婦
 女
 十
 五
 北
 部
 国
 頭
 地
 区
 に
 疎
 開
 さ
 せ

 こ
 の
 集
 団
 島
 外
 疎
 開
 と
 同
 時
 に
 豫
 想
 戦
 場
 地
 帯
 か
 ら

 こ
 の
 あり
 ます

 利
 用
 に
 よ
 っ
 て
 約
 六
 千
 人
 の
 疎
 開
 が
 実
 施
 さ
 れ
 た
 の

 海
 軍
 輸
 送
 船
 運
 一
 八
 七
 隻
 其
 の
 他
 商
 船
 機
 帆
 船
 等
 の

 絶
 了
 了
 に
 至
 っ
 た
 昭
 和
 二
 十
 年
 三
 月
 上
 旬
 ま
 だ
 に
 陸

 し
 現
 地
 官
 民
 の
 努
 力
 に
 よ
 っ
 て
 全
 く
 海
 上
 輸
 送
 の
 状

 開
 実
 施
 が
 繰
 返
 下
 了
 に
 至
 っ
 た
 の
 だ
 り
 あり
 ます
 然
 然
 か

 さ
 だ
 十
 月
 十
 日
 の
 那
 霸
 大
 空
 襲
 に
 よ
 っ
 て
 幸
 々
 疎

 開
 実
 施
 が
 繰
 返
 下
 了
 に
 至
 っ
 た
 の
 だ
 り
 あり
 ます
 然
 然
 か

 し
 現
 地
 官
 民
 の
 努
 力
 に
 よ
 っ
 て
 全
 く
 海
 上
 輸
 送
 の
 状

 絶
 了
 了
 に
 至
 っ
 た
 昭
 和
 二
 十
 年
 三
 月
 上
 旬
 ま
 だ
 に
 陸

 海
 軍
 輸
 送
 船
 運
 一
 八
 七
 隻
 其
 の
 他
 商
 船
 機
 帆
 船
 等
 の

 利
 用
 に
 よ
 っ
 て
 約
 六
 千
 人
 の
 疎
 開
 が
 実
 施
 さ
 れ
 た
 の

 こ
 の
 あり
 ます

 下
 要
 の
 老
 幼
 婦
 女
 十
 五
 北
 部
 国
 頭
 地
 区
 に
 疎
 開
 さ
 せ

 了
 二
 と
 五
 号
 船
 運
 し
 て
 実
 行
 に
 移
 さ
 れ
 た
 の
 だ
 り
 あり
 ます

斤
 職
 員
 等
 の
 公
 務
 員
 家
 族
 五
 二
 七
 月
 中
 旬
 に
 第一
 船

 五
 任
 立
 二
 の
 何
 小
 と
 三
 五
 本
 し
 た
 の
 だ
 り
 八
 月

 に
 至
 っ
 て
 漸
 く
 軌
 道
 に
 乘
 り
 か
 っ
 た
 の
 だ
 り
 三
 月
 に
 不

 幸
 な
 事
 件
 が
 発
 生
 し
 た
 の
 だ
 り
 ま
 だ
 も
 の
 水
 は
 い
 た

 け
 ち
 の
 学
 童
 疎
 開
 船
 対
 馬
 丸
 の
 奉
 送
 事
 件
 の
 あり
 ます

 し
 二
 (昭
 和
 19.
 8.
 19.
 那
 霸
 出
 港
 同
 月
 22
 日
 奄
 美
 大
 島
 十
 島

 村
 裏
 石
 島
 附
 近
 の
 敵
 潛
 水
 艦
 に
 よ
 っ
 て
 奉
 送
 さ
 れ
 た
)

 六
 百
 数
 十
 名
 の
 乗
 船
 者
 の
 う
 ち
 四
 百
 数
 十
 名
 が
 一
 瞬

 に
 し
 二
 海
 没
 し
 た
 の
 だ
 り
 ま
 だ
 こ
 の
 ため
 排
 角
 軌

 道
 に
 乗
 っ
 た
 疎
 開
 実
 施
 の
 出
 発
 を
 控
 へ
 水
 鏡
 の
 起